

認定こども園 りとせ橋本こども園 運営規程

(施設の目的)

第1条 一般社団法人 りとせ保育会 が設置する認定こども園 りとせ橋本こども園（以下「当園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 昔の日本では三世代同居型の家庭が多く、親以外に多くの大人が子どもに接し、それらが全体として家庭教育を担っていました。地域の人々とも密接で、地域の人々で子どもの世話をする。子育てを支えるしくみや環境がありました。ところが、急速な都市化の進展、核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいます。今日では多くの地域において、子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人が少ない状況です。このため、子育てに対して戸惑いや不安を感じる人があってもそれをなかなか解決できない現状があります。

私たちのこども園で1番大切にしていることは、子どもの将来が明るくなるように愛情にあふれた保育をするということです。子どもに将来必要なものは、家族はもちろんのこと家族以外（地域の人々）の心の支えになってくれる存在です。家族、先生、友達など心の支えになってくれる存在がいと人は頑張ろうと明るく生きていくことができます。心の支えになってくれる人を思うだけで元気がでます。現代の社会、子どもにあった養護と教育を見出し、子どもたちにも将来、心の支えになってくれる存在がたくさんできるようにしていきます。その為にこども園でできる事は、自分が愛されているという自信をもたせる事、園児のキラキラした笑顔が曇らないように努力することだと思います。そして、絶えず目をそらさず、見つめあって笑いあって一緒に楽しい時間を過ごしていきたいと思います。園児の心が皆さんの愛情で満たされることを運営方針とします。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 認定こども園 りとせ橋本こども園
- (2) 所在地 相模原市緑区橋本6丁目22-8

(入園資格)

第4条 当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(子育て支援)

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個人面談、園便り、ホームページなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

(1) 子育て相談事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例で定める配置基準以上とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長（常勤専従） 1人

園務をつかさどり、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主幹保育教諭（常勤専従） 2人

園長を補佐し、園長の命により園務の一部を整理するとともに、教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(3) 保育教諭（常勤専従 11人、非常勤 11人）

教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(4) 栄養士 2人

献立作成を行い、調理員に対して調理指導を行い食育に関する活動等を行う。

(5) 調理員 2人（常勤専従 0人、非常勤 2人）

献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(6) 事務職員 0人

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(7) 園医 1人

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 園歯科医 1人

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(年度)

第8条 当園の年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(教育・保育の提供を行う日)

第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

冬季休業 12月29日から1月3日まで

(教育・保育を提供する時間)

第10条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前9時00分から午後4時00分までとする。

ただし、当園が定める教育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により一時的に保育が必要な場合は、一時預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（８時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（８時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

（４）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前７時００分から午後８時００分までとする。

土 午前７時００分から午後７時００分までとする。

（利用料その他の費用等）

第１１条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を当園に支払うものとする。

２ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）第 13 条第 3 項の規定により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。

３ 第 2 項に定めるもののほか、運営基準第 13 条第 4 項の規定により、別表に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。（費用につきましては別表をご覧ください）

（利用定員）

第 12 条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号定員	—	—	—	3 人	3 人	3 人
2 号定員	—	—	—	11 人	12 人	12 人
3 号定員	6 人	9 人	10 人	—	—	—

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第 13 条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

（１）利用定員に空きがない場合。

（２）利用定員を上回る利用の申込があった場合。

（３）当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合。

２ 1 号子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、抽選により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- 3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 休園、退園又は転園しようとする者は、支給認定保護者が理由を記して園長に願ひ出るものとする。
- 6 当園は次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - （1）子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - （2）支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
 - （3）市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - （4）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

- 第14条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市保育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

- 第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

- 第16条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備。
 - （2）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止。
 - （3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
 - （4）その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 前項第2号における虐待等の行為とは、運営基準第25条に規定する行為をいう。
- 3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市各区の子育て支援センター・児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

- 第17条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。苦情解決責任者（一社）りとせ橋本こども園（代表理事 林 道明 / 園長 杉田 由美子）（042-703-6655）、苦情受付担当者（川口 真弓）（042-703-6655）、第三者苦情相談（民生委員 鹿島 敬子）（042-772-7883）、（町田駅前法律事務所 尾崎 隆）（042-705-7666）へ苦情相談を申し出する事が出来ます。
2. 施設内への掲示、パンフレットの配布等により利用者に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知します。
 - 3 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録します。
 - 4 苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告しております。（年度末）
 - 5 個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、苦情解決の結果を公表します。

（安全対策と事故防止）

- 第18条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 当園は、相模原市が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に則り、認定こども園りとせ橋本こども園のアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
 - 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
 - 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市保育課にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

- 第19条 当園では、園児に対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。※歯科検診は年2回実施（10月以降の途中入所の場合は年1回）
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
- 3 当園では、SDISを防ぐために、以下を行っている。
- (1) 胎動センサーを使用
 - (2) 睡眠チェックで呼吸を確認（0歳児→5分間隔、1歳児→10分間隔）
 - (3) うつぶせ寝を防止
 - (4) 室内温度を温め過ぎない
 - (5) 厚着させない
 - (6) ベッドの中に不要なものはいれない
 - (7) よだれかけは外す
 - (8) タオルケットを顔に掛けない
 - (9) 枕を使用しない
 - (10) 敷布団は固く通気性のよいものを使用する
 - (11) 常に子供の顔が見える位置にいる
 - (12) 定期的にAEDの使い方を訓練する
 - (13) 三か月に一度健康診断を行い、発達の様子を把握する
 - (14) 環境の変化によるストレスを与えないようにする

(保護者に対する支援)

- 第20条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと教育・保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

- 第21条 当園は、運営基準第16条第1項に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。
- 2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 運営基準第16条第2項に規定する外部による評価については、1年に1回実施し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第22条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第23条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その
完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園園児指導要録 | |

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
(学籍に関する記録については20年間保存)

第24条 教育・保育の利用開始、終了は次のとおりとする。

生後2か月より就学前の幼児

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

別表

教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
園服代 4 点セット	制服（夏・冬）、帽子、カバン	相模原チャイルド社より購入 ※金額別紙参照 ※買い替えは単品購入も可能です
就寝 2 点セット （0 歳児）	ベッドシート（1 枚） タオルケット（1 枚）	初回のみとせ保育会負担 ※金額別紙参照 ※買い替えは単品購入も可能です
就寝 3 点セット （1 歳児以上）	コット用シート（夏用 1 枚・冬用 1 枚）、 タオルケット（1 枚）	相模原チャイルド社より購入 ※金額別紙参照 ※買い替えは単品購入も可能です
教育費	教育内容の拡充	1 号認定月額 4,500 円 2 号認定月額 5,500 円
給食代	1 号認定児童 給食費(おやつ含む)	1 食 270 円
	2 号認定児童 給食費(おやつ含む)	1 食 300 円

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
手ぶら登園（おむつ・おしり拭き）※1	0 歳、1 歳、2 歳	月額 2,500 円（税込み） 定価 2,508 円（税込み）
おむつ処理代	0 歳、1 歳、2 歳	月額 500 円（税込み）

※1 手ぶら登園について（おむつ・おしり拭き）

・定額制 1 か月 2,500 円 *定価 2,508 円

※おむつ・おしり拭きは園で用意いたします

※業者に登録が必要になります

※トイレで排泄が出来るようになったお子様に関しては園からの解約のご相談をさせていただきます

延長保育、一時保育等に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育費に係る費用	月極（18時から19時までの1時間）	4,000 円
延長保育費に係る費用	日極（随時）10分単位	100 円
一時保育費に係る費用	日極（随時）30分単位	300 円
一時保育費に係る費用	昼食代	300 円
一時保育費に係る費用	おやつ（0歳児無料）	100 円
一時保育費に係る費用	ミルク	100 円
一時預かり費に係る費用	都度 1時間【1号認定のみ】	450 円

※他、行事費については都度、事前にお知らせの上、徴収させていただきます。